

特集記事

西条市議会基本条例を制定しました

西条市議会では、平成26年12月定例会において、議会活性化特別委員会を設置し、議会運営の検証及び議会の活性化に関する調査・研究を行ってきました。

その中で、議会基本条例の具体的な条文や内容について検討を進めるとともに、地方自治法第100条の2の規定に基づき議会基本条例制定に関する事項について専門的知見を活用した調査を第三者に依頼するなど、種々議論を重ね、これまでに延べ21回にわたり委員会を開催してきました。

この間の調査・研究を踏まえ、本市議会では、崇高な政治倫理の下、市民からよりいっそう信頼される議会を目指して取り組んでいくために、平成28年第4回9月定例会最終日（9月21日）の本会議において、西条市議会基本条例を提案し、全会一致で可決しました。

なお、この条例は、平成29年2月1日から施行されます。

議会基本条例とは

地方分権の進展に伴い、地方自治体を取り巻く環境は、大きく変化してきています。二元代表制の一翼を担う議会の役割や責任も、これまで以上に増大しているところであり、本市議会においても、市長等執行機関と緊張関係を保持しながら、行政監視はもとより政策立案機能を強化し、政策提言を行うなど、市民の信頼に応える責任ある活動をする必要があります。

この条例は、議会及び議員活動の基本となる事項を定めるとともに、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的として制定しました。

西条市議会基本条例の特色

この条例には、西条市議会として特色ある事項を盛り込んでいます。

第16条 積極的に政策提言を行う「政策提言会」の開催

第20条 学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査の活用

第21条 市長等と協力した危機管理体制の強化

第22条 他の自治体の議会や議員との積極的な交流及び連携

以下、西条市議会基本条例を掲載しております。解説付きの基本条例につきましては西条市議会ホームページをご覧ください。

西条市議会基本条例

目次

- 前文
- 第1章 総則
- 第2章 議会及び議員の活動原則
- 第3章 議会と市民との関係
- 第4章 議会と市長等との関係
- 第5章 議会の機能強化
- 第6章 補則
- 附則

西条市は、穏やかな瀬戸内海を見下ろす西日本最高峰「石鎚山」の豊かな緑と清い水の恵みを受け、「人がつどい まちが輝く 快適環境実感都市」を将来像としたまちづくりを進めている。

西条市議会は、本市のまちづくりの基本理念に鑑み、市民の負託に応えるべく、先人が築き上げてきた歴史・文化、多様な地域資源などの特性を重視し、地域の課題の把握と市民の様々な意見の反映に努め、政策立案及び政策提言を積極的に行うとともに、議会活動の充実強化に取り組んできた。

今日、著しく変化する社会経済情勢の中で、二元代表制の一翼を担う議会が果たすべき役割は更に重要となっており、これまで積み重ねてきた議会の活性化に関する取組を確かなものとし、市長その他の執行機関と緊張関係を保ち、意思決定、行政監視、民意集約、政策提言などを通じて、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与しなければならない。

議会及び議員は、その使命、役割、責務を自覚しながら、崇高な政治倫理の下、市民からより一層信頼される議会を目指して取り組んでいくことを決意し、議会運営及び議員活動の基本となる事項を定める条例をここに制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、西条市議会（以下「議会」という。）及び西条市議会議員（以下「議員」という。）に係る基本的事項を定め、市民の信頼に応える責任ある活動により、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

(趣旨の尊重)

第2条 議会は、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃を行うときは、この条例の趣旨を十分に尊重するものとする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(1) 市民を代表する議事機関としての議決責任を常に自覚し、公平性、透明性及び信頼性を重視し、市民に開かれた議会を目指すこと。

(2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるよう努めること。

(3) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）への監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能を能動的に十分発揮できるように、不断の努力を行うこと。

2 円滑で市民に分かりやすい議会運営を行うため、この条例に規定するもののほか、議会運営の基本となる西条市議会会議規則（平成16年西条市議会規則第1号）、西条市議会委員会条例（平成16年西条市条例第208号）及び西条市議会申し合わせ事項等を適宜又は継続的に見直すこととする。